

令和 5 年 10 月 31 日

事業主 様
事務担当者 様

東淀川健康保険組合
(公印省略)

被扶養者の「一時的な収入増加」の対応について

平素は当組合の事業運営に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、被扶養者の年間収入が 130 万円(60 歳以上等は 180 万円)以上となった場合で、その理由が「人手不足による勤務先からの出勤要請等の一時的な収入増加」によるときは、「一時的な収入変動に係る事業主の証明書」(様式の指定あり)の提出により、被扶養者にできることとされました。

先行してニュース報道等もされていることから、興味を持たれている被保険者等も多いと思われるので、以下のことを周知徹底願います。

記

1.申請方法

- 通常の扶養申請書類に、追加で「一時的な収入変動に係る事業主の証明書」を添付して申請願います。

2.特記事項

- 「**自らの意思で出勤等を増やした結果の収入増加**」は認められません。
- 「**人手不足による勤務先からの出勤要請等の一時的な収入増加**」の判断をするために、契約書等の追加書類の提出をお願いする場合があります。
- 「**人手不足による勤務先からの出勤要請等の一時的な収入増加**」ではなく、「**恒常的な収入**」と健康保険組合が判断する場合は、たとえ「**事業主証明**」等を提出された場合であっても、被扶養者とすることができません。
- 「**人手不足による勤務先からの出勤要請等の一時的な収入増加**」による認定は、連続 2 回(連続する 2 年)までの措置です。

- 被扶養者の年間収入(一時的に増えた分を含む)が被保険者の年間収入または年間収入の 1/2 を上回る場合は、被扶養者とすることができません。
- 別居の場合で、被扶養者の月収(一時的に増えた分を含む)が被保険者からの送金(仕送り)を超える場合は、被扶養者とすることができません。
- 次期年金制度改正が行われる令和 7 年に、この取り扱いが見直される可能性があります。

以上